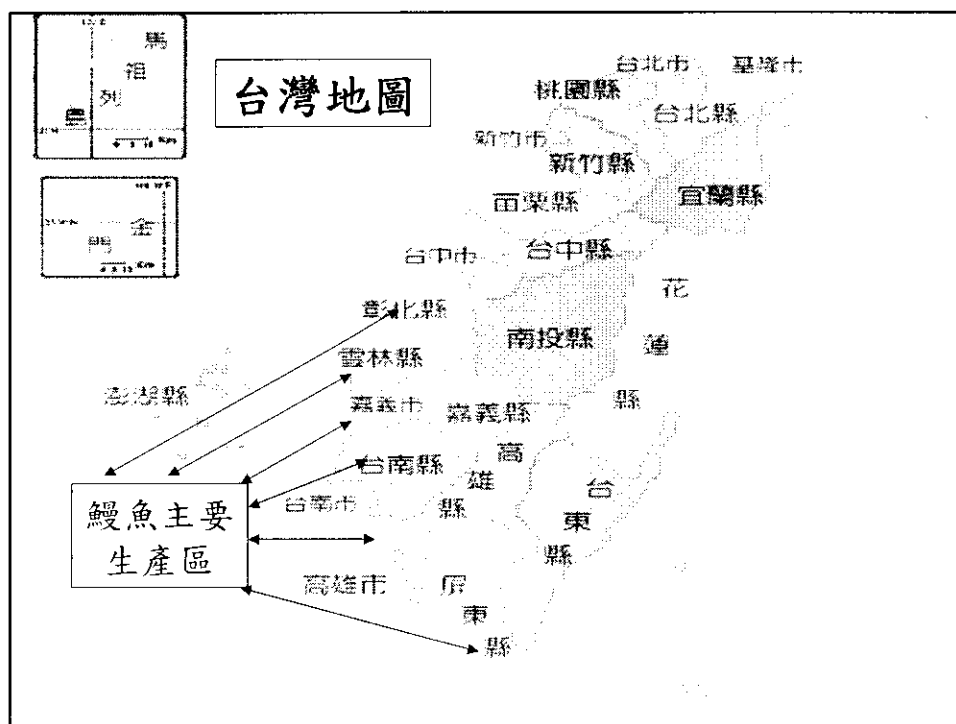


台灣鰻魚養殖現況

行政院農業委員會漁業署



台灣歷年來鰻魚生產量

- 一、台灣自1981年至2006年鰻魚生產量(如附件一)。
- 二、台灣自1976年至2007年鰻魚輸出量(如附件二)。
- 三、各國鰻苗採捕量及放養量(如附件三)。

3

2006年台灣鰻魚主要生產縣市、養殖面積及生產量

縣市別	養殖面積(公頃)	生產量(公噸)
彰化縣	416	4,123
雲林縣	420	7,163
嘉義縣	502	9,427
台南縣	132	1,485
高雄縣	160	688
屏東縣	62	859
合計	1,692	23,745

4

台灣近五年活鰻輸日量及金額

年別	輸日量(公噸)	金額(千日圓)
2003	19,026	19,310,365
2004	16,318	18,40,2007
2005	11,356	17,089,325
2006	8,546	12,861,530
2007	8,940	10,981,601

5

我國對日本進出口鰻苗統計表

單位：新台幣千元

起迄年份	臺灣出口日本		日本進口臺灣	
	重量(kg)	金額	重量(kg)	金額
2001	70	2,907	1,545	3,685
2002	2,174	75,000	7,175	20,511
2003	427	2,868	58,104	27,047
2004	3,637	42,328	39,043	10,666
2005	8,514	62,209	48,790	48,844
2006	2,547	53,761	60,086	23,296
2007	1,585	11,331	14,984	3,526

6

世界各國鰻苗管制措施

- 一、日本：基於保護鰻苗資源規定，每年12月1日至翌年4月30日禁止鰻苗出口。
- 二、韓國：每年1月1日至6月30日禁止100公克以下鰻苗輸出，7月1日至12月31日禁止4克以上100公克以下鰻苗輸出。
- 三、中國：上無具體措施，惟已開始重視鰻苗資源問題。
- 四、歐盟：2009年起歐洲鰻苗申請出口需取得原產國許可證明。

7

台灣養鰻魚民要求 鰻苗輸出管制緣由

- 一、台灣每年11月至翌年2月為鰻苗捕撈期，惟鰻苗多輸銷日本養殖。
- 二、台灣習慣於3月後開始放養鰻苗，惟已無自產鰻苗，需自日本購苗養殖，但日本規定每年12月至翌年4月間為鰻苗資源保護期，禁止鰻苗出口，導致我國鰻苗放養期延後2個月。

8

台灣政府擬議鰻苗輸出管制緣由

- 一、台灣沿岸鰻苗捕獲量從2001年以來有逐漸減少趨勢，另漁業資源保護意識日漸提高。
- 二、國會議員要求。

9

鰻苗輸出管制措施發展記事(7-1)

日期	事由	決議
2007.5.29	立法院召開「鰻魚業界陳情立即恢復鰻苗輸出管制」協調會	1. 請本署於6月8日臺日經貿諮商會議中持續要求日方縮短鰻苗出口期，由每年12月1日至翌年2月28日止（日本基於鰻苗資源保護規定，每年12月1日至翌年4月30日禁止鰻苗輸出）。

10

鰻苗輸出管制措施發展記事(7-2)

日期	事由	決議
2007.5.29	立法院召開「鰻魚業界陳情立即恢復鰻苗輸出管制」協調會	<ol style="list-style-type: none"> 2. 若與日方協商不成，我國基於貿易平等互惠及鰻苗資源保育原則，應審慎評估研議未來鰻苗出口管制措施。 3. 若政策決議禁止鰻苗出口，應制定鰻苗捕撈通報規定，使鰻苗捕撈業者有所依循並達保育鰻苗資源目的。

11

鰻苗輸出管制措施發展記事(7-3)

日期	事由	決議
2007.6.8	臺日經貿諮商會議	協調日方能縮短鰻苗管制出口期，仍未獲正面回應。
2007.6.28	召開鰻苗管制措施會議	<ol style="list-style-type: none"> 1. 政府應研議鰻苗管理機制，使鰻苗能留於台灣供養殖業者養殖。 2. 台灣區鰻蝦生產合作社聯合社研議鰻苗收購集中養殖措施，再由各地方合作社分配購買養殖鰻苗方案。

12

鰻苗輸出管制措施發展記事(7-4)

日期	事由	決議
2007.6.28	召開鰻苗管制措施會議	<p>3. 未來政府應研議對鰻苗捕撈業者實施管理制度，以有效管理及保護我國鰻苗資源。</p> <p>4. 針對鰻魚團體強烈要求實施鰻魚管制出口措施，政府已審慎評估，基於保護鰻苗資源不排除公告鰻苗管制措施。</p>

13

鰻苗輸出管制措施發展記事(7-5)

日期	事由	決議
2007.7.4	漁業署透過駐日代表處向日本政府詢問縮短日本鰻苗管制出口之可行性	日方回復禁止鰻苗輸出之「貿管令」係配合鰻苗採捕期法律之配套措施，要調整鰻苗輸出管制，牽涉天然資源採捕之法律修正問題，執行上非常困難。

14

鰻苗輸出管制措施發展記事(7-6)

日期	事由	決議
2007.7.13	日本交流協會來訪，詢問漁業署對於鰻苗管制措施之立場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 回復日前鰻魚團體透過立法院召開鰻苗管制措施公聽會，希望基於保護鰻苗資源為由，實施鰻苗管制出口措施。 2. 提議日方應基於互等互惠原則，縮短鰻苗出口管制期，由每年12月1日至翌年4月30日縮短為每年12月1日至翌年2月28日，供日方參辦。

15

鰻苗輸出管制措施發展記事(7-7)

日期	事由	決議
2007.7.13	日本交流協會來訪，詢問漁業署對於鰻苗管制措施之立場	<ol style="list-style-type: none"> 3. 漁業署已要求鰻魚團體評估鰻苗留養之可行性方案供參，以輔導養殖漁民投放早期鰻苗。 4. 漁業署若有重大決議將先行函知日本政府。

16

台灣現階段鰻魚 產業管理情形 (6 - 1)

一、鰻苗養殖管理部分

1. 宣導養殖漁民購置鰻苗應確認來源，必要時要求檢附藥物殘留檢驗報告。
2. 持續對鰻苗採樣進行藥物殘留檢驗。

17

台灣現階段鰻魚 產業管理情形 (6 - 2)

二、登錄養殖場管理部分

持續對鰻魚登錄戶進行藥物殘留抽檢，預計輔導880戶，以提昇鰻魚品質。

18

台灣現階段鰻魚 產業管理情形 (6 - 3)

三、水產飼料管理部分

1. 針對水產飼料工廠之原料部分進行抽檢，以協助業者做好飼料原料品質管控。
2. 加強水產飼料品質抽驗，協助漁民監控水產飼料品質。

19

台灣現階段鰻魚 產業管理情形 (6 - 4)

四、輸出檢驗管理部分

- (一) 2006年7月21日修正公告鰻魚輸出管制措施「外銷鰻魚生產管理證明核發要點」，增加藥物殘留檢驗項目[包括孔雀綠、還原型孔雀綠、硝基呋喃代謝物(AOZ、AMOZ、SEM、AH)]。
- (二) 2007年訂定「鰻魚藥物殘留抽檢計畫」辦理880戶鰻魚登錄養殖場藥物殘留抽驗。

20

台灣現階段鰻魚 產業管理情形 (6 - 5)

- (三) 2007年已辦理8場次輔導推動鰻魚產品產銷履歷認證制度及養殖經營管理講習，以提昇鰻魚產品品質安全。
- (四) 辦理1場次水產品檢驗中心藥物檢驗能力評比試驗，以提昇水產品檢驗中心之檢測能力。

21

台灣現階段鰻魚 產業管理情形 (6 - 6)

- 五、輔導養殖戶納入產銷履歷部分
自2007年起輔導鰻魚養殖戶納入產銷履歷體系，並輔導取得認證通過，以提昇產品品質安全。

22

台灣擬採取之鰻苗資源保護措施

- 一、為有效管理及保護鰻苗資源，漁業署擬協調各地方政府建立鰻苗捕撈登記管理制度。
- 二、辦理種鰻放流，以增加鰻魚(苗)資源。
- 三、擬公告每年11月1日至翌年2月28日為台灣鰻苗管制輸出期。

23

台灣輸日鰻魚出口檢查簡介

- 一、台灣輸日鰻魚均需通過上市前及出口前2次檢驗，再由漁業屬核發出口證明，始得出口通關。
- 二、目前台灣輸日鰻魚有硝基夫喃代謝物(AOZ、AMoz)，2項藥物列為命令檢查對象。

24



台灣自1981年至2006年歷年鰻魚生產量

年度別	生產量(公噸)
1981	24,624
1982	28,877
1983	30,422
1984	36,678
1985	36,859
1986	35,991
1987	42,501
1988	51,602
1989	48,028
1990	55,837
1991	55,641
1992	51,023
1993	39,959
1994	33,364
1995	25,546
1996	25,063
1997	22,337
1998	17,240
1999	16,542
2000	30,480
2001	34,160
2002	34,863
2003	35,115
2004	29,603
2005	28,481
2006	23,838

附件一

歷年台灣鰻魚輸日數量及金額統計

年度	活鰻出口 數量(TON)	活鰻出口 金額(USD)	加工鰻出口 數量(TON)	換算活鰻 數量(TON)	加工鰻出口 金額(USD)	活鰻合計 數量(TON)	合計總金額 (USD)
1976	14,645	83,734,022	2,600	4,333	25,000,000	18,978	108,734,022
1977	16,259	99,938,203	2,500	4,167	25,000,000	20,426	124,938,203
1978	12,651	120,104,952	3,500	5,833	44,450,000	18,484	164,554,952
1979	14,622	113,379,419	5,400	9,000	64,000,000	23,622	177,379,419
1980	14,268	98,954,584	10,109	16,848	95,024,000	31,116	193,978,584
1981	17,383	114,914,022	8,343	13,905	76,650,000	31,288	191,564,022
1982	10,440	74,254,131	11,062	18,437	113,008,151	28,877	187,262,282
1983	15,965	119,229,221	8,838	14,730	93,139,647	30,695	212,368,868
1984	15,921	120,266,382	11,515	19,192	97,414,135	35,113	217,680,517
1985	16,186	104,325,600	15,668	26,113	139,842,626	42,299	244,168,226
1986	20,003	207,569,673	10,885	18,142	159,032,873	38,145	366,602,546
1987	18,023	196,408,094	11,901	19,835	184,009,859	37,858	380,417,953
1988	12,920	139,130,522	21,918	36,530	358,514,468	49,450	497,644,990
1989	13,584	137,120,371	22,114	36,857	350,972,084	50,441	488,092,455
1990	16,172	126,880,858	26,779	44,632	328,247,432	60,804	455,128,290
1991	13,460	128,915,887	29,195	48,658	435,802,000	62,118	564,717,887
1992	14,850	155,202,834	26,469	44,115	450,167,878	58,965	605,370,712
1993	12,097	159,385,597	22,247	37,078	445,315,114	49,175	604,700,711
1994	9,073	155,060,862	13,047	21,745	289,799,551	30,818	444,860,413
1995	8,464	139,236,052	7,113	11,855	155,055,339	20,319	294,291,391
1996	8,067	117,436,647	6,589	10,982	144,224,470	19,049	261,661,117
1997	9,446	116,595,226	4,722	7,870	85,371,744	17,316	201,966,970
1998	8,122	112,522,016	3,165	5,275	43,789,051	13,397	156,311,067
1999	6,500	94,154,156	1,532	2,553	22,524,056	9,053	116,678,212
2000	12,540	100,320,000	9,743	16,238	108,154,495	28,778	208,474,495
2001	14,400	115,200,000	6,657	11,095	54,051,680	25,495	169,251,680
2002	18,500	146,000,000	4,078	6,797	35,366,573	25,297	181,366,573
2003	19,026	19,066,888	1,965	3,275	2,000,159	22,301	21,067,047
2004	16,381	18,504,000	4,766	7,943	6,475,163	24,324	24,979,163
2005	11,656	16,971,077	1,900	3,167	3,070,242	14,823	20,041,319
2006	8,545	12,365,698	1,338	2,230	2,169,476	10,775	14,535,174
2007	8,940	10,981,601	1,196	1,993	1,800,739	10,933	12,782,340

*2003年至2007年金額幣值為日幣

台灣鰻魚輸日數量及金額統計表

(單位：噸)

年度	2002年				2003年				2004年			
	活鰻 出口數量	活鰻出口 金額	加工鰻 出口數量	加工鰻 出口金額	活鰻 出口數量	活鰻出口 金額	加工鰻 出口數量	加工鰻 出口金額	活鰻 出口數量	活鰻出口 金額	加工鰻 出口數量	加工鰻 出口金額
1月	1,212	988,992	346	313,130	1,760	1,805,760	164	150,552	998	946,104	467	477,741
2月	1,105	917,150	372	359,352	1,499	1,602,431	100	95,000	1,047	1,114,008	228	240,084
3月	1,425	1,195,575	453	449,376	1,775	1,915,225	178	165,184	1,279	1,451,665	438	539,178
4月	1,705	1,599,290	707	723,261	2,000	2,140,000	126	123,732	1,558	1,818,186	594	813,780
5月	2,037	2,419,956	427	461,587	2,163	2,212,749	135	139,995	1,313	1,584,791	600	912,600
6月	1,835	2,069,880	611	760,695	1,991	2,068,649	112	113,344	1,760	2,039,840	529	803,551
7月	2,714	2,537,590	344	425,528	2,584	2,609,840	99	93,852	2,270	2,440,250	245	351,330
8月	1,528	1,210,176	172	187,824	1,251	1,155,924	50	57,500	1,453	1,512,573	87	120,669
9月	1,268	948,464	103	98,262	1,172	1,019,640	90	107,730	1,256	1,342,664	202	279,366
10月	1,274	1,073,982	237	222,780	1,161	998,460	345	403,305	931	1,061,340	431	590,470
11月	1,500	1,296,000	108	88,344	760	694,640	251	243,470	1,301	1,592,424	574	822,542
12月	1,796	1,803,184	144	133,488	910	843,570	315	306,495	1,215	1,600,155	371	523,852
總計	19,399	18,060,239	4,024	4,223,627	19,026	19,066,888	1,965	2,000,159	16,381	18,504,000	4,766	6,475,163

台灣鰻魚輸日數量及金額統計表

(單位：噸)

年度	2005年				2006年				2007年			
	活鰻 出口數量	活鰻出口 金額	加工鰻 出口數量	加工鰻 出口金額	活鰻 出口數量	活鰻出口 金額	加工鰻 出口數量	加工鰻 出口金額	活鰻 出口數量	活鰻出口 金額	加工鰻 出口數量	加工鰻 出口金額
1月	792	1,056,528	242	337,590	709	1,101,786	181	304,804	819	944,307	78	104,676
2月	596	841,552	222	324,564	718	1,107,874	258	446,598	898	1,071,314	68	93,568
3月	1,021	1,544,773	155	240,250	839	1,297,933	235	398,560	1,344	1,618,176	112	157,024
4月	1,021	1,514,143	211	335,912	711	1,117,692	212	341,532	1,303	1,590,963	276	400,752
5月	904	1,324,360	228	366,168	742	1,141,196	200	302,000	1,297	1,625,141	254	370,078
6月	996	1,409,340	184	288,880	896	1,402,240	124	196,540	1,573	1,989,845	247	372,229
7月	1,385	1,952,850	29	42,311	1,022	1,628,046	30	46,980	1,706	2,141,855	151	302,412
8月	1,243	1,783,705	60	86,700	426	676,914	4	5,464				
9月	1,005	1,475,340	125	229,125	426	563,172	-	-				
10月	845	1,244,685	175	353,500	477	569,061	-	-				
11月	883	1,317,436	74	127,502	778	867,470	16	22,400				
12月	965	1,506,365	195	337,740	801	892,314	78	104,598				
總計	11,656	16,971,077	1,900	3,070,242	8,545	12,365,698	1,338	2,169,476	8,940	10,981,601	1,196	1,800,739

臺灣鰻苗採捕量及放養量

單位：公噸

年	國 台灣	年	國 台灣	備考
1975 年	2.3	1992 年	12.0 25.0	上段數字為採捕量 下段數字為放養量
1976 年	11.3 -	1993 年	- 10.0	
1977 年	5 -	1994 年	6.0 15.8	
1978 年	9 -	1995 年	15.0 7.0	
1979 年	22 -	1996 年	11~12 10	
1980 年	3 28	1997 年	8 15	
1981 年	6 48	1998 年	10.0 5	
1982 年	7 30	1999 年	25.0 55.0	
1983 年	5 33	2000 年	12.0 20.0	
1984 年	22 50	2001 年	20.0 35.0	
1985 年	7 30	2002 年	6.0 30.0	
1986 年	2 19	2003 年	6.0 40.0	
1987 年	13 63	2004 年	8.0 18.0	
1988 年	3 26	2005 年	6.0 5.3	
1989 年	8 40	2006 年	16.0 31.5	
1990 年	40 55	2007 年	7 4	
1991 年	12.0 41.0			

附
件
三

日台ウナギ養殖に関する意見交換

1. 日 時

9月7日(金) 14:00~17:00

2. 場 所

三会堂ビル2階B会議室

〒107-0052

東京都港区赤坂1-9-13

TEL: 03-3586-4821

FAX: 03-3586-4898

3. 参集機関

台湾側: 台北駐日経済文化代表処
行政院農業委員会漁業署

日本側: (財) 交流協会
水産庁増殖推進部栽培養殖課

4. 議題

- (1) ウナギ養殖の現状について
- (2) シラスウナギを巡る状況について
- (3) ウナギの資源保護のあり方について
- (4) ウナギ養殖に関する日台関係について
- (5) その他

(別紙)

日台ウナギ養殖に関する意見交換会 出席者名簿(予定)

【日本側】

所 属	役 職	氏 名
財団法人交流協会貿易経済部	副 長	小川 隆司
水産庁増殖推進部裁培養殖課	課 長	田辺 義貴
水産庁増殖推進部裁培養殖課	内水面班課長補佐	岡本 章
水産庁増殖推進部裁培養殖課	内水面班養殖指導係長	笠原 光仁
	通 訳	田中 美佐子

【台湾側】

所 属	役 職	氏 名
台北駐日経済文化代表處	次 長	郭 慶老
台湾漁業署養殖及び沿近海漁業組	組 長	石 聖龍
台湾漁業署養殖及び沿近海漁業組養殖科	技 士	洪 柏懿

(1)－①

我が国のウナギ生産量の推移

単位:トン

	国内生産量		
	養殖	漁業	計
1980	36,618	1,936	38,554
1981	33,984	1,920	35,904
1982	36,642	1,927	38,569
1983	34,485	1,818	36,303
1984	38,030	1,574	39,604
1985	39,568	1,526	41,094
1986	36,520	1,505	38,025
1987	36,964	1,413	38,377
1988	39,559	1,335	40,894
1989	39,704	1,273	40,977
1990	38,855	1,128	39,983
1991	39,013	1,080	40,093
1992	38,299	1,092	39,391
1993	33,860	970	34,830
1994	29,431	949	30,380
1995	29,131	899	30,030
1996	28,595	901	29,496
1997	24,171	880	25,051
1998	21,971	860	22,831
1999	23,211	817	24,028
2000	24,118	765	24,883
2001	23,123	677	23,800
2002	21,207	612	21,819
2003	22,000	600	22,600
2004	21,791	618	22,409
2005	19,744	483	20,227
2006	20,733	303	21,036

資料:農林水産省漁業養殖業生産統計による

注:2006年は概数値

(1)-②

我が国のウナギ供給量の推移

単位:トン

	国内生産			輸入			合計
	養殖	漁業	計	活成鰻	加工品	計	
1980	36,618	1,936	38,554	15,236	11,520	26,756	65,310
1981	33,984	1,920	35,904	17,533	12,813	30,346	66,250
1982	36,642	1,927	38,569	10,786	13,318	24,104	62,673
1983	34,485	1,818	36,303	16,965	10,382	27,347	63,650
1984	38,030	1,574	39,604	16,790	10,588	27,378	66,982
1985	39,568	1,526	41,094	17,054	22,041	39,095	80,189
1986	36,520	1,505	38,025	21,200	17,653	38,853	76,878
1987	36,964	1,413	38,377	18,511	18,606	37,117	75,494
1988	39,559	1,335	40,894	15,827	33,943	49,770	90,664
1989	39,704	1,273	40,977	19,752	36,636	56,388	97,365
1990	38,855	1,128	39,983	20,049	44,364	64,413	104,396
1991	39,013	1,080	40,093	17,687	56,427	74,114	114,207
1992	38,299	1,092	39,391	16,745	60,616	77,361	116,752
1993	33,860	970	34,830	14,586	63,900	78,486	113,316
1994	29,431	949	30,380	15,674	65,020	80,694	111,074
1995	29,131	899	30,030	11,847	60,266	72,113	102,143
1996	28,595	901	29,496	11,471	75,838	87,309	116,805
1997	24,171	880	25,051	13,636	92,127	105,763	130,814
1998	21,971	860	22,831	13,033	86,670	99,703	122,534
1999	23,211	817	24,028	11,627	94,529	106,156	130,184
2000	24,118	765	24,883	14,355	118,806	133,161	158,044
2001	23,123	677	23,800	17,375	115,641	133,016	156,816
2002	21,207	612	21,819	20,884	99,613	120,497	142,316
2003	22,000	600	22,600	24,051	70,440	94,491	117,091
2004	21,791	618	22,409	26,601	81,493	108,094	130,503
2005	19,744	483	20,227	23,552	53,910	77,462	97,689
2006	20,733	303	21,036	16,726	49,444	66,170	87,206

資料:農林水産省漁業養殖業生産統計による

活成鰻・加工品輸入国別数量

単位:トン

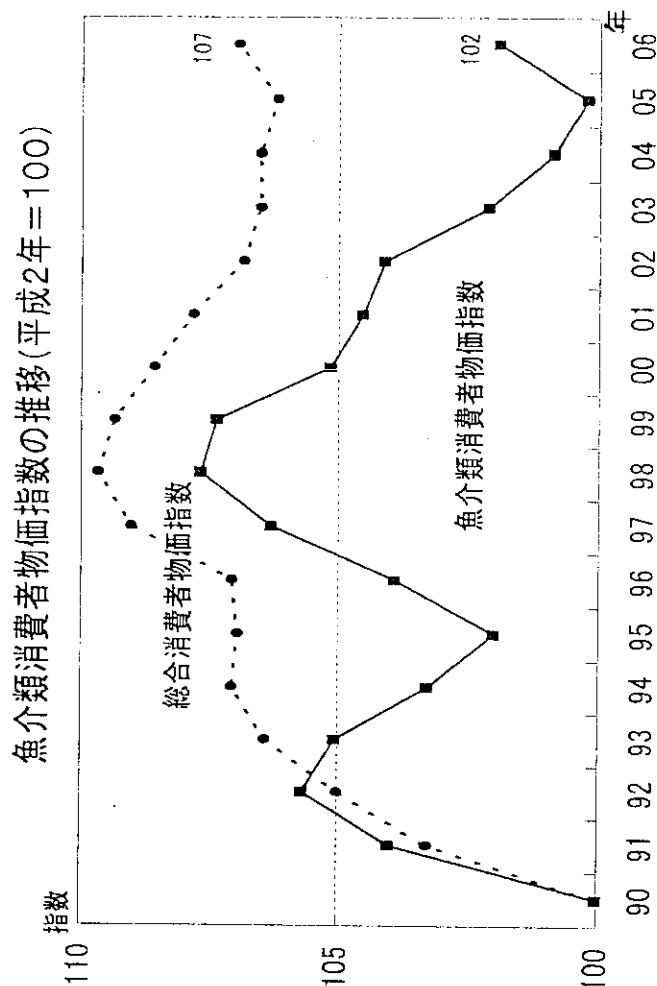
年	活成鰻輸入量					鰻加工品輸入(活鰻換算)					小計	
	台湾	中国	ホンコン	マレーシア	その他	台湾	中国	ホンコン	マレーシア	その他		
1980	15,049		1		186	11,520					15,236	11,520
1981	17,289	92	28		124	12,813					17,533	12,813
1982	10,383	297	46			13,318					10,726	13,318
1983	16,236	418	302			10,382					16,956	10,382
1984	15,920	730	127			10,588					16,777	10,588
1985	16,175	798	70			19,995	2,046				17,043	22,041
1986	20,054	1,012	131			16,990	663				21,197	17,653
1987	17,468	962	79			17,689	917				18,509	18,606
1988	12,617	2,506	700			31,516	2,363	22		42	15,823	33,943
1989	13,365	5,575	809			33,023	3,491	122			19,749	36,636
1990	16,038	3,967	44			38,748	5,592			24	20,049	44,364
1991	13,635	4,043	9			45,215	10,453		737	22	17,687	56,427
1992	14,850	1,871	6		18	44,116	14,141	35	2,324		16,745	60,616
1993	11,963	2,557	8		58	37,584	22,556	55	3,668	37	14,586	63,900
1994	9,321	5,699	2		652	22,150	39,374	28	3,409	59	15,674	65,020
1995	8,464	3,156			227	11,856	45,885	50	2,444	31	11,847	60,266
1996	8,067	3,096		285	23	10,750	63,008		2,053	27	11,471	75,838
1997	9,446	3,742	2	268	178	7,885	82,442	23	1,745	32	13,636	92,127
1998	8,122	4,329		534	48	4,894	79,104	8	2,147	517	13,033	86,670
1999	6,500	4,742		383	2	2,265	90,512	37	1,102	613	11,627	94,529
2000	13,230	1,113		9	3	16,332	102,380	35	59		14,355	118,806
2001	14,147	3,227			1	10,567	104,928	39	107		17,375	115,641
2002	19,399	1,485				6,709	92,845	59			20,884	99,613
2003	19,023	5,028				3,275	67,165				24,051	70,440
2004	16,381	10,205				7,942	73,320				26,586	81,262
2005	12,661	11,703		4		4,848	62,308		68		24,368	67,224
2006	9,762	10,739		2		3,022	47,838		33		20,503	50,893

資料:日本養殖新聞

我が国のウナギ価格の推移及び魚介類消費者指数の推移

	うなぎ(鮮魚)	蒲焼うなぎ	白焼うなぎ
	円/kg	円/kg	円/kg
1990	1,555	2,225	1,841
1991	1,729	2,332	2,017
1992	1,753	2,383	1,986
1993	1,973	2,560	2,405
1994	2,310	2,509	2,399
1995	2,333	2,650	2,799
1996	2,288	2,609	2,638
1997	2,276	2,357	2,272
1998	2,255	2,010	1,867
1999	2,063	1,610	1,352
2000	1,294	1,558	1,208
2001	1,255	1,338	1,465
2002	1,439	1,343	1,219
2003	1,411	1,452	1,246
2004	1,612	1,718	1,051
2005	1,958	1,954	1,524
2006	2,040	2,090	2,262

資料：東京中央卸売市場年報



(1)－④

国民のウナギ支出金額の月別推移

うなぎの蒲焼	
2006年	円
1月	49
2月	54
3月	65
4月	73
5月	86
6月	115
7月	328
8月	153
9月	78
10月	69
11月	58
12月	61

資料：総務省「家計調年報」

最近のウナギ需要状況

〇うなぎの月別価格 東京(消費地)
うなぎ蒲焼

	単位 数量:t 価格:円/kg												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2005年(H17)	1,764	1,857	1,900	1,960	1,982	1,908	2,177	2,000	1,972	1,897	1,996	2,106	1984.97
2006年(H18)	2,203	2,104	2,087	2,060	2,182	2,185	2,388	2,252	1,952	2,030	1,913	1,715	2140.53
06/05年	125%	113%	110%	105%	110%	115%	110%	113%	99%	107%	96%	81%	108%

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
2006年	2,203	2,104	2,087	2,060	2,182	2,185	2,388
2007年	1,694	1,718	1,863	1,763	1,968	2,096	2,482
07/06年	77%	82%	89%	86%	90%	96%	104%

資料: 東京都中央卸売市場(市場統計情報(月報・年報))

〇うなぎの供給量(推計)

	単位:千トン、%														
	生産量(A)						輸入量(B)								
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	年計	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	年計	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	年計
2005年(H17)	4	4	8	3	20	23	32	15	7	78	27	36	23	11	97
2006年(H18)	3	4	8	5	21	23	28	11	18	79	26	32	20	22	100
06/05年	94%	99%	101%	133%	105%	97%	87%	75%	244%	102%	96%	88%	84%	208%	103%

	単位:千トン、%														
	生産量(A)						輸入量(B)								
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	年計	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	年計	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	年計
2006年(H18)	3	4	-	-	8	23	28	-	-	51	26	-	-	-	58
2007年(H19)	4	5	-	-	9	25	23	-	-	48	29	-	-	-	57
07/06年	111%	116%	-	-	114%	112%	81%	-	-	95%	112%	86%	-	-	98%

資料: 生産量

漁業・養殖業生産統計の年間生産量と主要組合活鰻月別入荷量(業界調べ)より、各月の総生産量を推定。

07年4~6月の生産量は、07年4~5月の生産量合計値と06年4~5月の生産量合計値の割合を06年4~6月の生産量合計値から推定

輸入量

貿易統計の輸入量は、活鰻、調整品(原魚重量に換算・調整品量÷0.6)の合計値。

(2)-①

シラスウナギ採捕量の推移(全国)

単位:トン

	海面	内水面	合計
1980	17	0	17
1981	18	28	46
1982	6	23	29
1983	9	22	31
1984	7	20	27
1985	6	14	20
1986	7	13	20
1987	10	15	25
1988	11	13	24
1989	9	13	22
1990	5	12	17
1991	6	17	23
1992	6	18	24
1993	4	13	17
1994	4	9	13
1995	6	14	20
1996	4	11	15
1997	4	8	12
1998	3	8	11
1999	12	15	27
2000	3	13	16
2001	3	11	14
2002	5	14	19
2003	4	13	17
2004	4	11	15
2005	1	8	9

資料:農林水産省漁業養殖業生産統計による

(2) - ②

我が国のシラスウナギ池入れ量

(単位:トン、%)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
池入れ量	19.2	26	24.7	18.8	29.2	25.8
うち輸入分 (台湾分)	0.1 (0.1)	2.2 (2.2)	2.3 (2.3)	8.7 (8.5)	1.9 (1.9)	4.6 (4.6)
割合	0.5% (0.5%)	8.5% (8.5%)	9.3% (9.3%)	46.3% (45.2%)	6.5% (6.5%)	17.8% (17.8%)

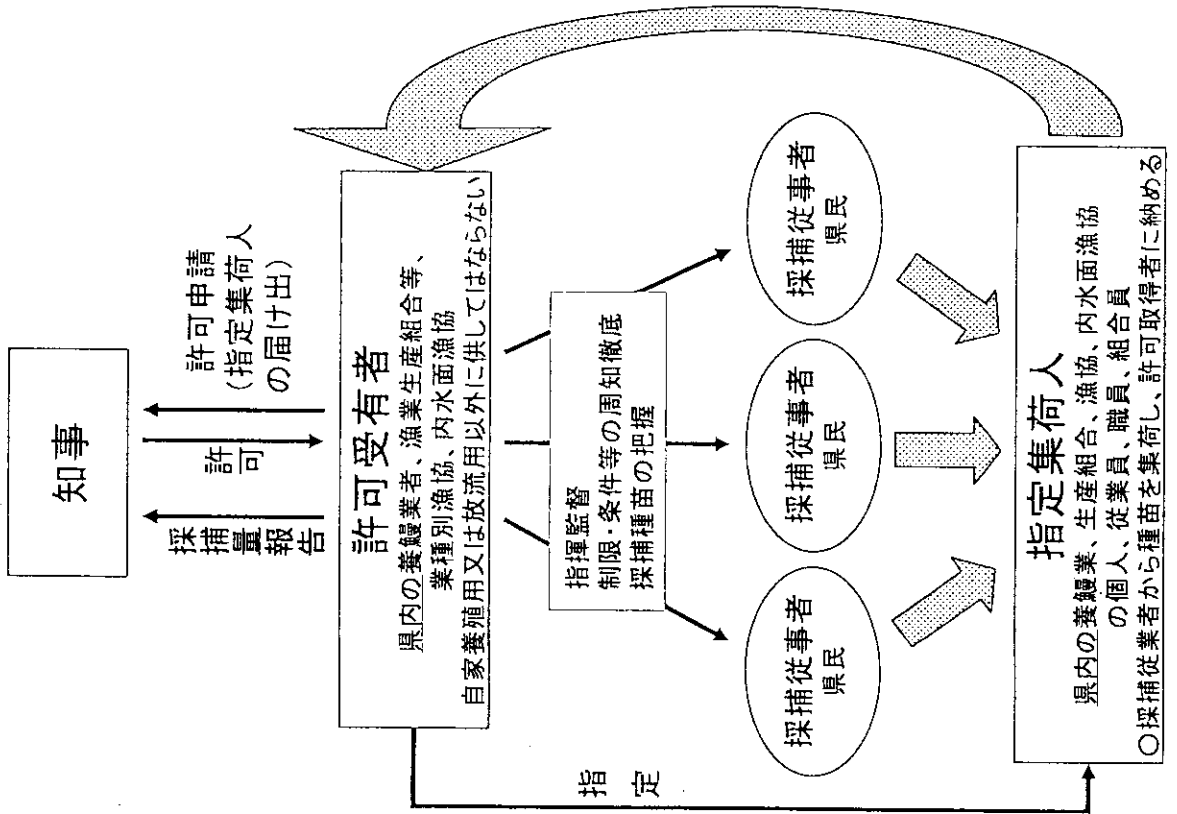
注:1 シラスウナギ漁期年度(12月から翌年4月)で集計

注:2 池入れ量は業界調べ

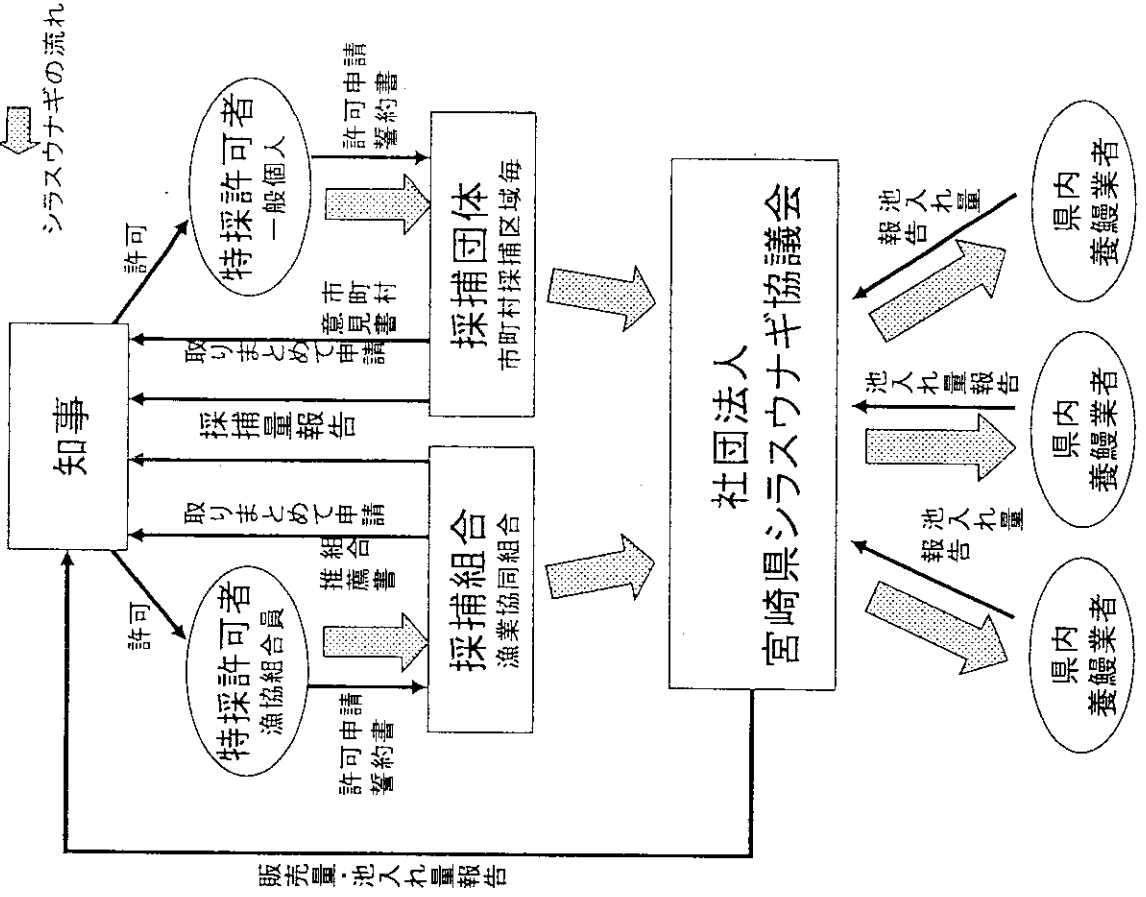
注:3 うち輸入分は財務省貿易統計により、当該年の10月から翌年4月の輸入量により算定

我が国におけるシラスウナギ流通経路(事例)

熊本県のシラスウナギ特別採捕の仕組

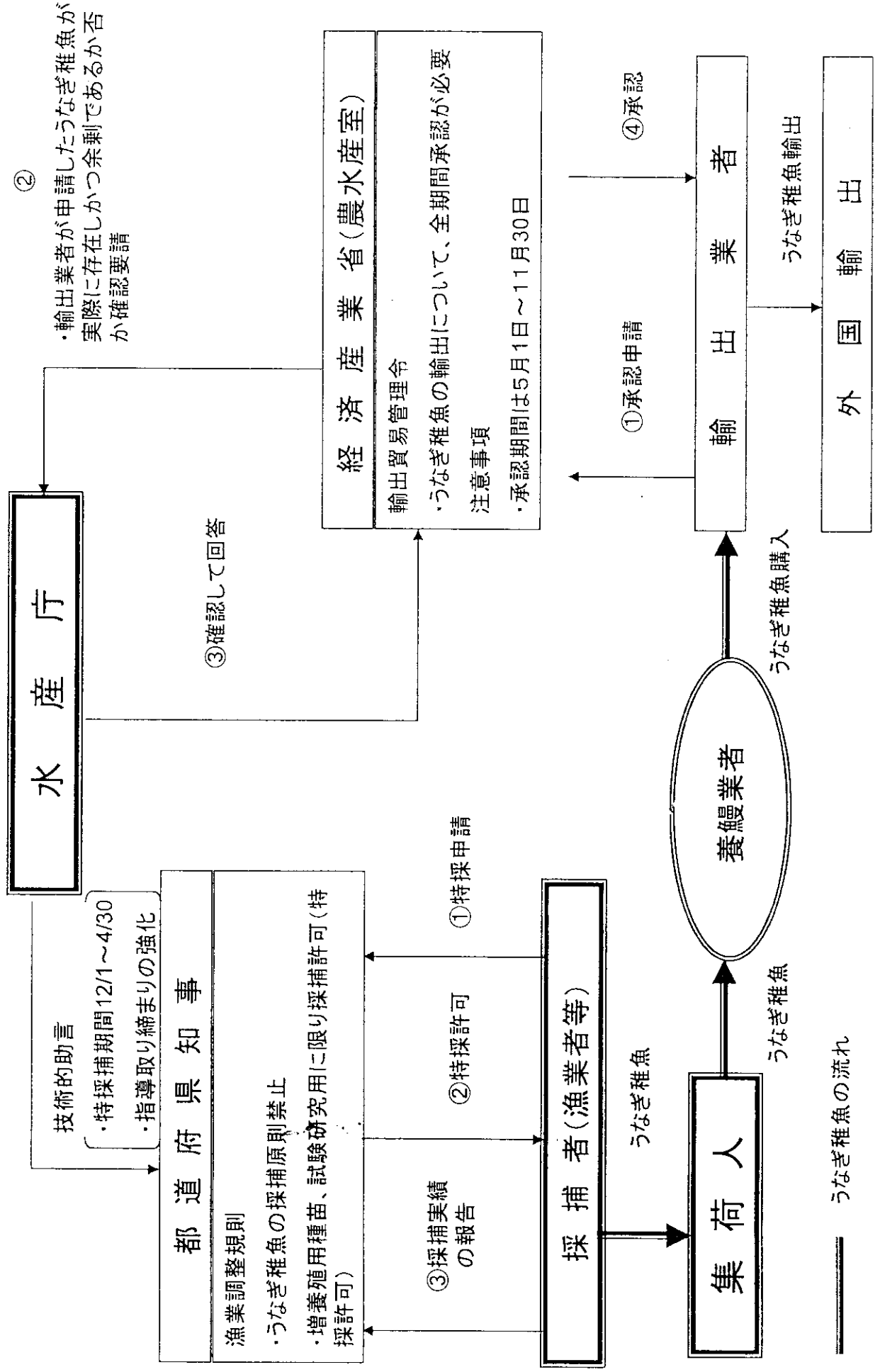


宮崎県のシラスウナギ特別採捕の仕組



シラスウナギの流れ

シラスウナギ採捕規制及び貿易管理令に基づく輸出規制の仕組み



我が国の親ウナギ放流事業の実績

(単位:尾)

	放流数	実施地区数	実施 県
2003	18,900	14	徳島県、鹿児島県、福岡県、高知県、静岡県、愛知県、熊本県、宮崎県
2004	15,000	14	徳島県、鹿児島県、福岡県、高知県、静岡県、愛知県、熊本県、宮崎県
2005	23,430	13	徳島県、鹿児島県、福岡県、高知県、静岡県、愛知県、熊本県、宮崎県
2006	13,500	13	徳島県、鹿児島県、福岡県、高知県、静岡県、愛知県、熊本県、宮崎県
2007	13,500	13	徳島県、鹿児島県、福岡県、高知県、静岡県、愛知県、熊本県、宮崎県

資料:水産庁補助事業の実績報告

※2007年の放流数は計画数

ウナギの人工種苗生産技術開発の現状

農林水産技術会議プロジェクト研究

「ウナギおよびセイエビの種苗生産技術の開発」で実施

期 間：平成17～20年度

実施主体：独立行政法人水産総合研究センターほか

予算額：19年度 約1億3千万円

主な成果：・世界で初めてシラスウナギの人工生産に成功

・18年度は約100尾のシラスウナギを生産

(推定生産率0.1%)

・形態異常に関連する遺伝子を発見

課 題：・ふ化後の大量へい死要因の解明

・形態異常の低減、

・成熟誘起技術及び卵質の向上・・・など

(4) - ①

シラスウナギの輸出実績

(単位: kg、件)

	2004	2005	2006
輸出货量			
うち台湾(輸出货量)	99,054	78,967	254,668
〃 (割合)	95,554	68,967	147,168
	96.5%	87.3%	57.8%
輸出承認件数	10	6	25
うち台湾(輸出承認件数)	9	5	20
〃 (割合)	90.0%	83.3%	80.0%

資料: 経済産業省の輸出承認実績調べ(輸出货量は推定値)

注: 輸出货量については、承認申請時の尾数より推定したものであり、正確な値ではない

(4) — ①

我が国のシラスウナギの輸入量

(単位: kg、%)

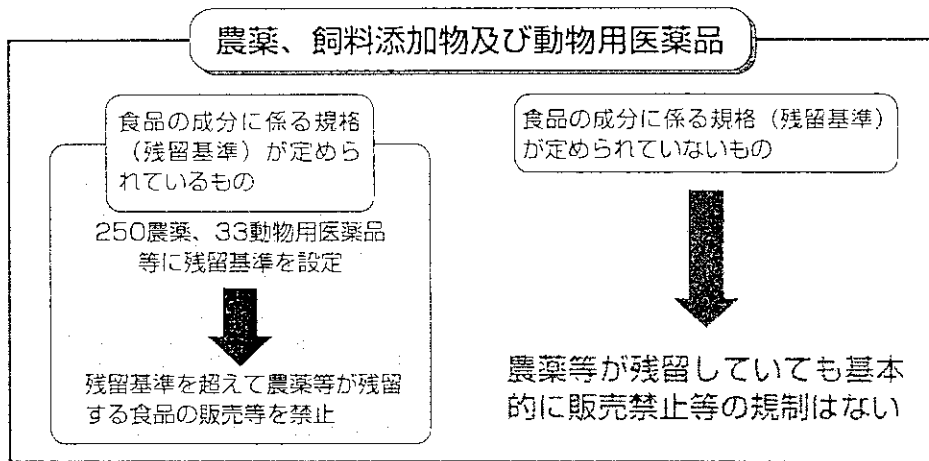
	2004	2005	2006
輸入量	4,001	8,695	5,466
うち台湾	4,001	8,308	4,514
割合	100%	96%	83%

資料: 財務省貿易統計(1月から12月)

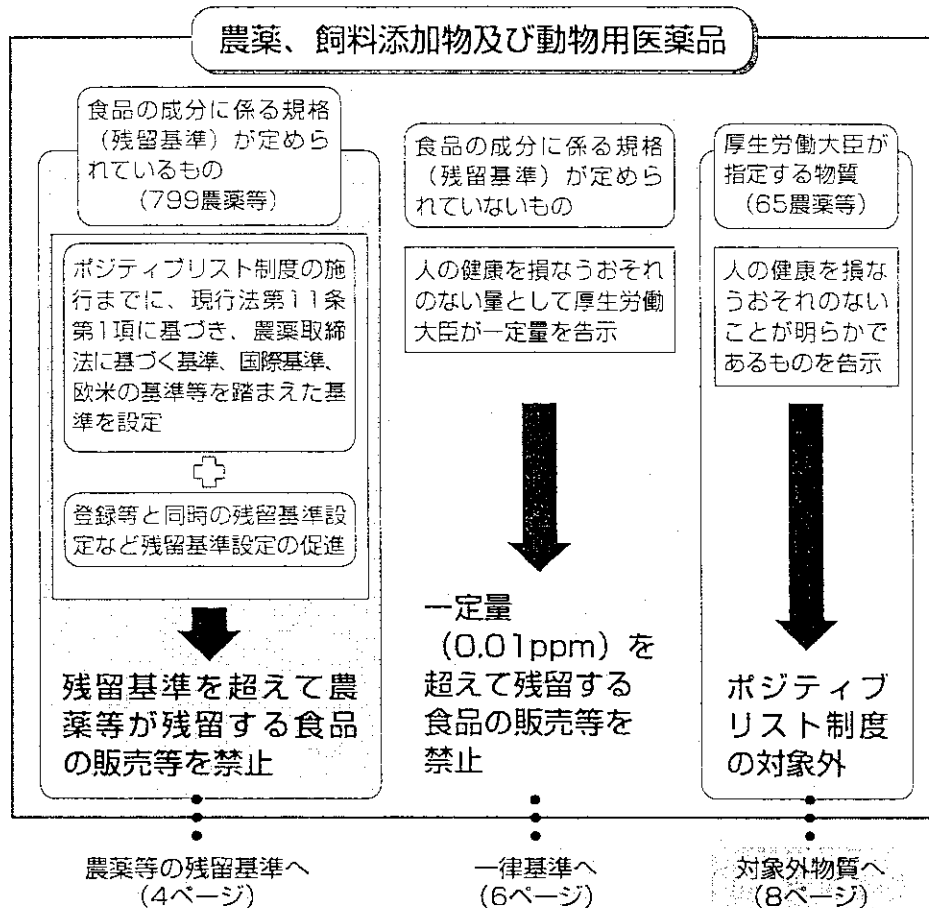
食品中に残留する農薬等の新しい制度(ポジティブリスト制度)

(改正食品衛生法第11条関係(平成17年11月29日付けで関係告示を公布))

【ポジティブリスト制度への移行前】



【ポジティブリスト制度への移行後】 …… 平成18年5月29日施行



うなぎ目魚類に使用できる医薬品

うなぎ目魚類・・・ うなぎ、その他のうなぎ目魚類

適 応 症	対 象 医 薬 品		用 法	用 量	使用禁止 期間
	区 分	有効成分			
鱧赤病	抗菌・抗生物質	オキシリン酸* 1	経口投与	20mg/kg・日	25 日間
		スルファモキシシン又はそのナトリウム塩* 2		200mg/kg・日	30 日間
赤点病	抗菌・抗生物質	オキシリン酸* 1	経口投与	20mg/kg・日	25 日間
バラコロ病	抗菌・抗生物質	オキシリン酸* 1	経口投与	20mg/kg・日	25 日間
		※ a オキシリン酸	薬浴	5g/水 1t 6時間	25 日間
		フロルフェニコール	経口投与	10mg/kg・日	7 日間
		スルファモキシシン及びオルメントブリム配合剤* 3	経口投与	20mg/kg・日	37 日間
		塩酸オキシテトラサイクリン* 2	経口投与	20mg/kg・日	37 日間
		ミロキサシン* 4	経口投与	50mg(力価)/kg・日	30 日間
			経口投与	30mg/kg・日	20 日間
イカリムシ症	駆虫剤	※ b トリクロルホン (メトリホナート)	薬浴	飼育水 1t 当たり 0.2g	5 日間

(出典：農林水産省 水産用医薬品の使用について)

注：※a 使用できるのは、うなぎのみ

※b 効能・効果が認められているのは、うなぎのみ

* 1 うなぎにあつては飼育水の交換率が1日平均50%以上の条件下に25日おこななければ食用に供するために水揚げしてはならない。

* 2 うなぎにあつては100g以下のものについては30日間、体重100gを超えるものについては、飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件下に30日間おこななければ食用に供するために水揚げしてはならない。

* 3 うなぎにあつては100g以下のものについては37日間、体重100gを超えるものについては、飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件下に37日間おこななければ食用に供するために水揚げしてはならない。

* 4 うなぎにあつては100g以下のものについては20日間、体重100gを超えるものについては、飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件下に20日間おこななければ食用に供するために水揚げしてはならない。

水産物の表示制度の概要

- JAS法に基づき、生鮮水産物には、平成12年に名称、原産地のほか、養殖や解凍についての表示を義務づけ。
- JAS法に基づき、水産加工食品には、平成12年に他の加工食品同様、名称、原材料名、賞味(消費)期限等の表示を義務づけたほか、平成14年にうなぎの加工品など一部の品目について原料原産地表示を義務づけ、さらに、平成18年に対象品目を拡大。
- また、平成17年から外食の原産地表示ガイドラインにより、外食店舗での食材の原材料名や原産地の自主的な表示が開始。

■ JAS法による生鮮水産物の義務表示事項

- ① 名称の表示方法

<ul style="list-style-type: none"> ・ その内容を表す一般的な名称を記載。 	
② 原産地の表示方法	
国産品	輸入品
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域名又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を記載。水域名の記載が困難な場合は水揚港名又は水揚港が属する都道府県名を記載することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原産国名を記載(水域名を併記することができる。)
③ 解凍、養殖の表示	
「解凍」表示	「養殖」表示
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍したものを解凍した場合には「解凍」と記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「養殖」とは、幼魚等の重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。 ・ 養殖されたものである場合には「養殖」と記載。

■ JAS法による水産加工食品の義務表示事項

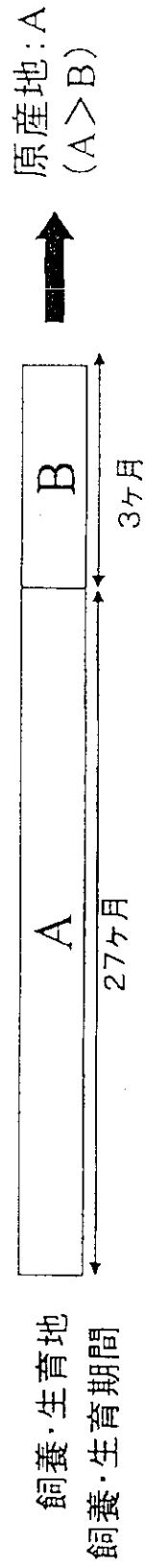
- ① 一括表示事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所 	
② 原料原産地の主な表示方法	
国産品	輸入品
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国産である旨を記載(生産した水域の名称、水揚港名、水揚港又は主たる養殖場が属する都道府県名を記載することができる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原産国名を記載(水域名を併記することができる。)

原産地表示の基本的考え方(一般ルール)

- ・原産地とは、原則として当該農畜水産物が生産(採捕)された場所。
- ・ただし、畜産物、水産物の場合、その飼養過程、育成過程の中で、産地を移動する場合がある。
- ・複数の産地を経由した場合、もつとも期間の長い場所(主たる飼養地又は主たる養殖場)を原産地として表示するルールとなっている。

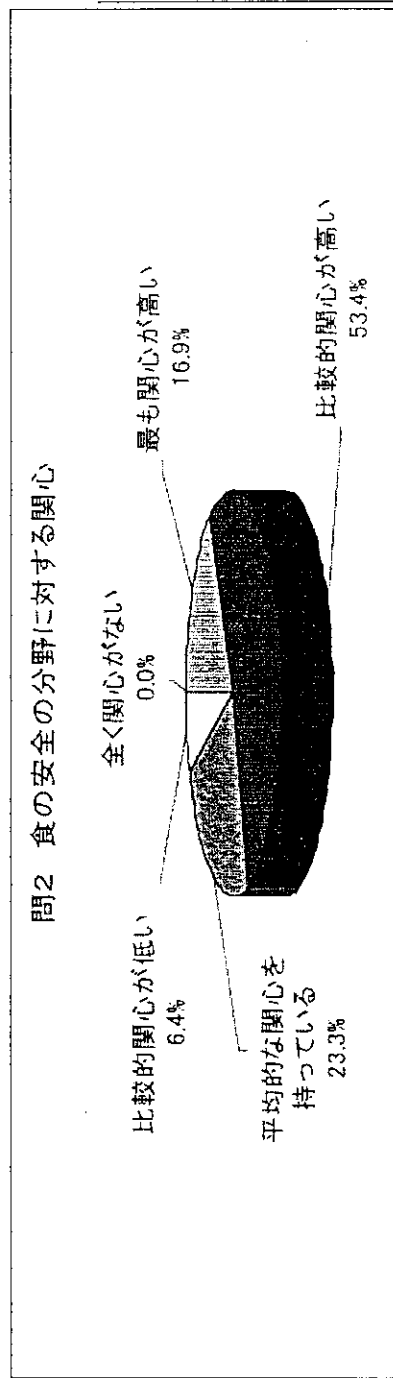
例) 基本的な原産地の考え方



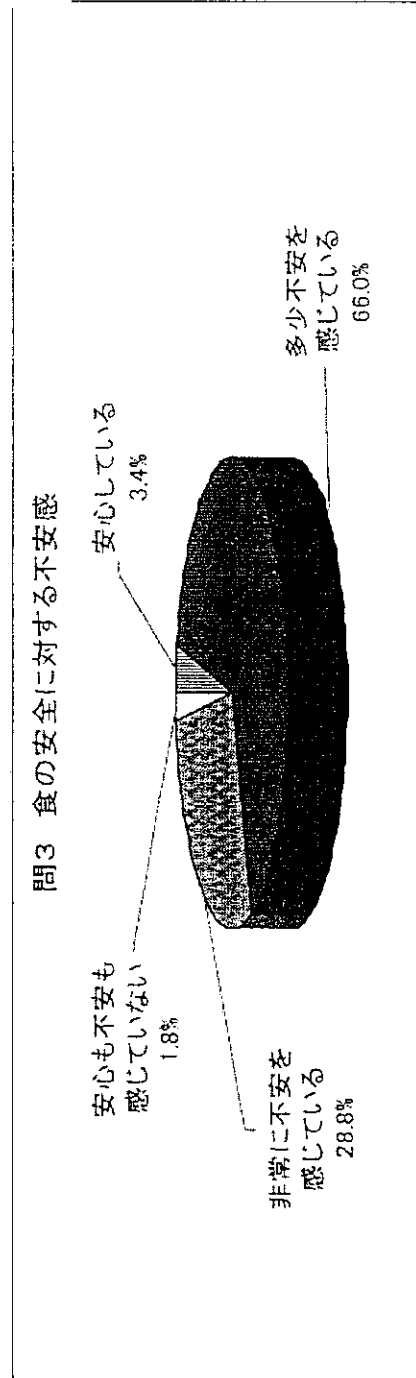
食の安全に対する消費者意識

○ BSE問題や食品虚偽表示事件等を契機に、消費者の食の安全・安心に対する関心はかつてないほど高まっており、大半が食の安全に対して何らかの不安を感じている。

○日常生活をとりまく安全の分野の中で、約7割の人が食の安全に高い関心

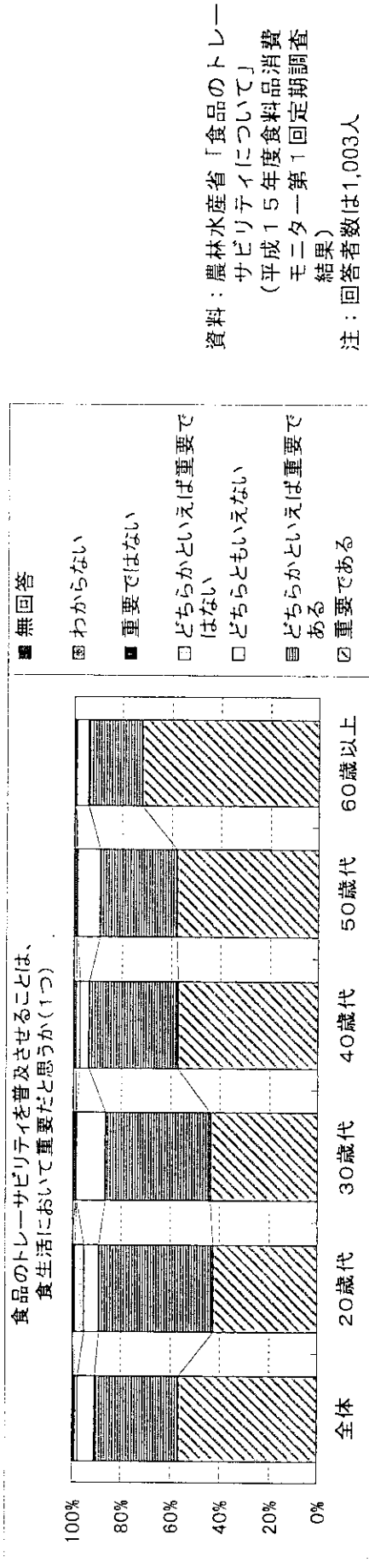


○9割以上の人が食の安全に対して何らかの不安



水産物のトレーサビリティ導入に向けた取組

○ トレーサビリティの重要性について消費者の意識を踏まえ、国は水産物についても、食品としての特性や生産・流通の実態にあったガイドラインの策定やシステム開発への助成により、民間の自主的取組を支援しているところ。



■ 農林水産省によるトレーサビリティシステム導入促進策（水産物関連、適正養殖規範を含む）

◎ 基本的な考え方の公表
「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方」(16年3月)

◎ 品目別ガイドラインの作成

- ①「トレーサビリティ構築に向けた外食産業ガイドライン」(16年3月)
- ②「貝類(カキ・ホタテ)のトレーサビリティ導入ガイドライン」(17年3月)
- ③海苔・養殖魚のトレーサビリティ導入ガイドライン(18年3月)

◎ 先進的システムの開発・実証試験への助成

- ①宮城県産カキのトレーサビリティシステム開発事業の実施(14年度)
- ②EUのトレスフィッシュシステムを活用した統合型水産物安全・安心トレーサビリティシステムの開発事業(17年度より実施中) 等

◎ 適正養殖規範の作成
「ウナギ適正養殖規範」(19年3月)

生産者や食品事業者
によるシステム導入の
自主的な取組みを支援

◆外国為替及び外国貿易法◆（抜粋）

（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）

最終改正：平成十九年三月三十一日法律第二二号

（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

◆輸出貿易管理令◆（抜粋）

（昭和二十四年十二月一日政令第三百七十八号）

最終改正：平成一八年一二月二〇日政令第三八七号

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条、第四十八条、第四十九条、第六十七条、第六十九条及び附則第四項の規定に基き、並びに同法の規定を実施するため、この政令を制定する。

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一之二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出

二 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工（以下「指定加工」という。）に該当するものに限る。）による貨物（当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するものに使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。）の輸出

2 経済産業大臣は、別表第二の二八から三三までの項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。

別表第二 （第二条、第四条、第十一条関係）

	貨物	地域
三三	うなぎ稚魚	全地域

平成 19・03・26 貿局第 1 号
輸出注意事項 19 第 1.4 号
平成 19 年 4 月 9 日
経済産業省貿易経済協力局

うなぎの稚魚の輸出承認について

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 33 の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 19 年 5 月 1 日から下記により行います。

なお、「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成 18 年 3 月 31 日付け平成 18・03・23 貿局第 2 号・輸出注意事項 18 第 12 号）は、平成 19 年 4 月 30 日限り、廃止します。

記

1. 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2. 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 33 の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚とする。この場合の稚魚とは、一尾の体重が 13 グラム以下のものをいう。

3. 承認期間

承認期間は、毎年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までとする。

4. 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする輸出者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

(2) 申請受付期間

毎年 5 月 1 日から同年 11 月 24 日の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日）を除く。）

(3) 輸出承認申請の際の添付書類

① 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通

② 申請理由書 1 通（うなぎの稚魚を確保している池の所在地、所有者、電話番号も記載すること）

(4) 輸出承認申請書の記載要領

輸出承認申請書の「型及び等級」欄には 1 キログラム当たりの尾数を記載するものとする。

5. 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記 4 に従って行われたものであることを確認し、資源保護の状況、国内需要等を勘案して行う。なお、承認に際し水産庁の助言を求めることがある。

6. 輸出承認の有効期間

輸出承認の有効期間は 6 か月とする。ただし、毎年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までにを行う輸出承認については、同年 11 月 30 日を有効期限とする。

7. その他の事項

この通達に基づき輸出承認を受けた者は、毎年12月末日までに別紙様式により輸出実績報告書及び輸出承認証（税関の確認印のあるもの。）の写し1通を経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に提出しなければならない。当該報告書及び書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸出承認を行わないことがある。

シラスウナギ採捕に係る関係法令フロー図

漁業法（抜粋）

第四章 漁業調整

（漁業調整に関する命令）
 第六十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締その他漁業調整のため、左に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。
 一 水産動物植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止
 二 水産動物植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
 四 漁業者の数又は資格に関する制限

水産資源保護法（抜粋）

（水産動物植物の採捕制限等に関する命令）
 第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、左に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。
 一 水産動物植物の採捕に関する制限又は禁止
 二 水産動物植物の販売又は所持に関する制限又は禁止
 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

都道府県漁業調整規則（鹿児島県の例）
 （抜粋）

（全長の制限）
 第二十六条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それれぞれ同表の右欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。

水産動物名	全長
うなぎ	二十一センチメートル以下
こい	二十センチメートル以下
ふな	十センチメートル以下

（試験研究等の適用除外）
 第三十五条 この規則の規定のうち水産動物植物の種類若しくは大きさ又は水産動物植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のために行う当該試験研究等については、適用しない。

輸入食品監視業務ホームページ

皆さんが、毎日口にする食品。実際にその何割が日本国内で生産されたものかご存じでしょうか？

平成18年度の食料需給表(農林水産省総合食料局食料企画課発表)を見ると、カロリーベースで39%が国内生産により供給されていることが分かります。つまり、言い換えればカロリーベースで61%を海外から輸入される食品(=輸入食品)に依存していることとなり、今や、輸入食品無くして国民の食生活は成り立たないものとなっています。

このため、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題の一つとして、厚生労働省では輸入食品の安全確保に取り組んでいます。

☆動画☆「輸入食品の安全確保を目指して～検疫所の仕事～」(約14分)
輸入食品の安全がどうやって守られているかを映像で紹介します。

○平成19年8月 2日 輸入食品の安全性確保に関する輸入者等説明会の開催について(その2)(PDF:56KB)

○平成19年7月25日 輸入食品の安全性確保に関する輸入者等説明会の開催について (開催通知)(PDF:119KB)／(資料)

1. 内容目次

(1) 食品衛生法に基づく輸入手続について

- 輸入食品監視支援システム(FAINS)手続関係コード
- 輸入食品等に関する相談窓口一覧

(2) 輸入食品監視指導計画

○平成19年度輸入食品監視指導計画(PDF:429KB) >>英語版(PDF:130KB)

○平成18年度輸入食品監視指導計画(PDF:221KB) >>英語版(PDF:90KB)

○平成18年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告) >>英語版(PDF:227KB)

○平成18年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

○平成18年輸入食品監視統計(PDF:427KB)

○平成17年度輸入食品監視指導計画(PDF:85KB)

○平成17年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)

○平成17年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (PDF:606KB)

○平成17年輸入食品監視統計 (PDF:453KB)

○平成16年度輸入食品監視指導計画(PDF:225KB)

○平成16年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)

○平成16年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (PDF:463KB)

○平成16年輸入食品監視統計 (PDF:362KB)

【参考】

・食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分について

(3) 平成19年度検査命令実施通知

- (4) [平成19年度モニタリング通知](#)
- (5) [平成19年度発出通知](#)
- (6) [輸出国公的検査機関リスト](#)
- (7) [輸入届出における代表的な食品衛生法違反事例](#)
- (8) [輸入届出における食品衛生法違反事例\(速報\)](#)

※平成15年12月24日の米国におけるBSE発生に伴う米国産牛肉等

- [\(平成12年4月～平成17年3月まで\)](#)
- [\(平成17年4月～6月\)](#)
- [\(平成17年7月～9月\)](#)
- [\(平成17年10月～12月\)](#)
- [\(平成18年1月～3月\)](#)
- [\(平成18年4月～6月\)](#)
- [\(平成18年7月～9月\)](#)
- [\(平成18年10月～12月\)](#)
- [\(平成19年1月～3月\)](#)
- [\(平成19年4月～6月\)](#)
- [\(平成19年7月～9月\)](#)

- (9) [行政指導により積戻し又は廃棄等した食品等](#)
- (10) [本貨物の輸入に先立つ輸入相談の代表的な違反事例](#)
- (11) [中国産冷凍ほうれんそう](#)
- (12) [各国の残留農薬・動物用医薬品関連情報](#)
- (13) [その他の情報](#)

○厚生労働省ホームページ 食品安全情報～食品の安全性の確保を通じた国民の健康の保護のために～
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>)

2. 意見・情報の提出方法

電子メール、ファクシミリ又は郵送にてご提出下さい。
なお、ご提出いただくご意見や情報には、必ず「輸入食品監視情報について」と明記して下さい。

【提出先】・電子メールの場合 www-admin@mhlw.go.jp(テキスト形式)
・郵送の場合 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室宛
・ファックスの場合 03-3591-8029